（特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合）

第十条の二十　法第十四条の四第十七項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～三　（略）

2　特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び前項に掲げる者のうち、感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う者は感染性一般廃棄物の収集又は運搬を、感染性産業廃棄物の処分を行う者は感染性一般廃棄物の処分を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の処分を、特別管理産業廃棄物であるばいじんの収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物であるばいじんの処分を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの処分を、それぞれ行うことができる。

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第十一条　（略）

2～4　（略）

5　法第十五条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　令第七条第十号の二に掲げる施設にあつては、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

二の三　（略）

三～九　（略）

6～8　（略）

第十二条の二　（略）

2～11　（略）

12　令第七条第十号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二　次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

イ　精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設けられていること。

ロ　外気と遮断されたものであること又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。

三　排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる水銀ガス処理設備が設けられていること。

13～17　（略）

（特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合）

第十条の二十　法第十四条の四第十七項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～三　（略）

2　特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び前項に掲げる者のうち、感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う者は感染性一般廃棄物の収集又は運搬を、感染性産業廃棄物の処分を行う者は感染性一般廃棄物の処分を、特別管理産業廃棄物であるばいじんの収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物であるばいじんの処分を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの処分を、それぞれ行うことができる。

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第十一条　（略）

2～4　（略）

5　法第十五条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

二の二　（略）

三～九　（略）

6～8　（略）

第十二条の二　（略）

2～11　（略）

（新設）

12～16　（略）